

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第十二条） 一〇四十一（略） 四十二 イソ吉草酸エチル 四十三 イソキノリン 四十四〇三百七（略） 三百八 ピロリン酸四ナトリウム（別名ピロリン酸ナトリウム） 三百九 ピロール 三百十〇四百二十三（略）	別表第一（第十二条） 一〇四十一（略） 四十二 イソ吉草酸エチル 四十三〇三百六（略） 三百七 ピロリン酸四ナトリウム（別名ピロリン酸ナトリウム） 三百八〇四百二十一（略）